

### 3. えひめ環境基本計画の期間

本計画は、平成 22 年度（2010 年度）から平成 26 年度（2014 年度）までの 5 年間を対象とする。

なお、計画期間中においても、環境の状況や社会経済情勢等の変化などに対応する必要がある場合には、適宜、計画の見直しを行う。

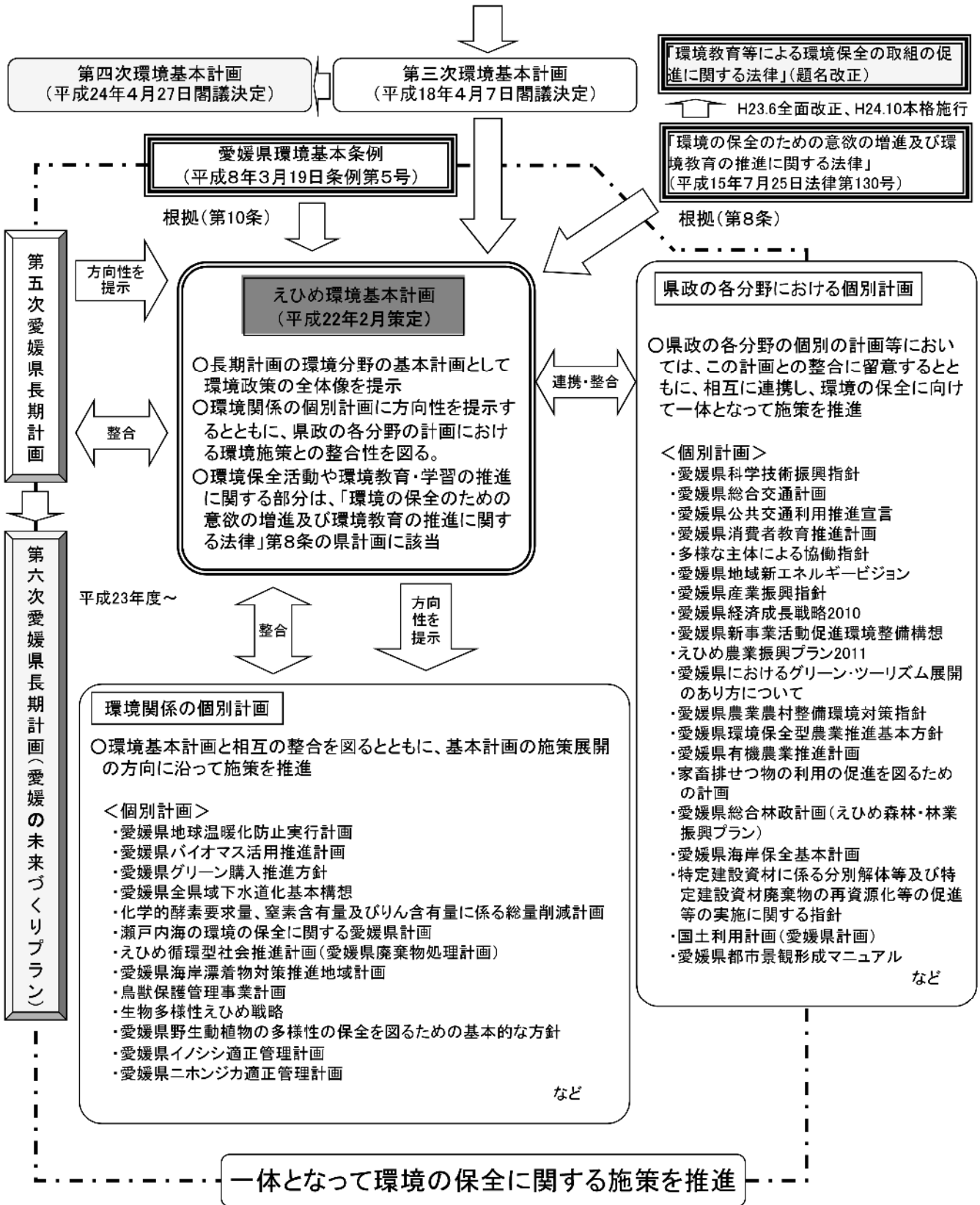
### 4. 対象とする施策の範囲

本計画においては、おおむね次の範囲を施策の対象とする。

- (1) 環境教育・学習の推進、環境活動団体の環境保全活動の推進その他環境の保全に関する活動の促進等に関すること。
- (2) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護など地球環境の保全に関すること。
- (3) 廃棄物の発生抑制、減量、再資源化及び資源等の有効利用などに関すること。
- (4) 多様な自然環境や生物多様性の保全、自然との触れ合いの促進に関すること。
- (5) 低炭素ビジネスや再生可能エネルギー事業など、地域の技術力を生かした環境と経済の両立に関すること。
- (6) 水質汚濁・大気汚染など公害の防止、有害化学物質による環境への負荷及び人の健康に係る被害等の防止、美しく身近な緑・水辺・都市景観の創造その他生活環境の保全等に関すること。

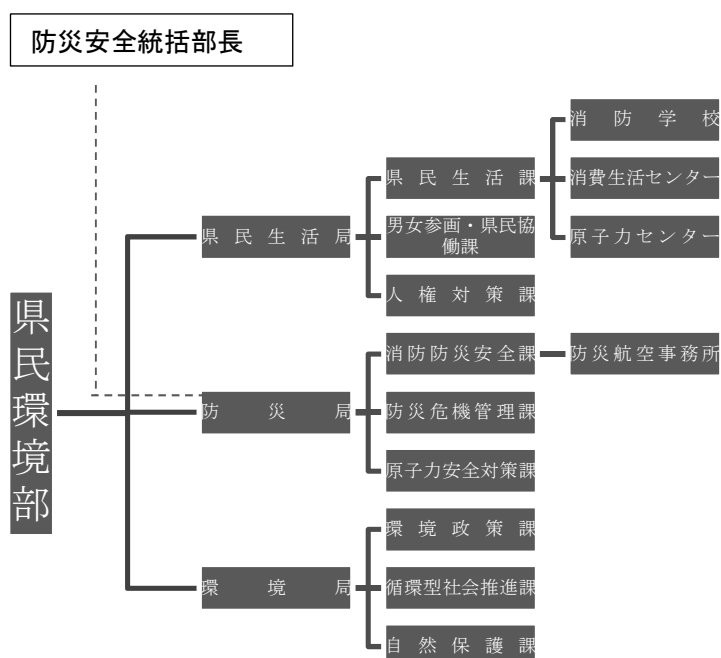
えひめ環境基本計画と他計画等との関連図

環境基本法  
(平成5年11月19日法律第91号)



## 5. 県民環境部の組織

県民環境部の組織は、平成27年4月1日現在、以下のとおりである。



県民環境部の主な仕事は、消費生活に関すること、男女共同参画、NPO・ボランティアなどの県民活動に関すること、人権対策、消防、交通安全対策、大規模災害等に関する危機管理対策、伊方原発の安全対策、原子力防災対策、環境施策の総合企画、公害の防止、水道の整備、廃棄物の適正処理、自然環境の保護などである。

## 6. 県民環境部予算の推移（一般会計）

(表) 平成26年度以前5年間の県民環境部の歳入予算

(単位千円)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
使用料及び手数料	26,528	25,438	24,248	23,388	23,324
国庫支出金	2,577,780	1,573,622	3,388,768	3,752,111	3,378,941
財産収入	9,180	3,771	1,195	1,144	518
寄附金	17,928	17,952	17,314	17,828	18,976
繰入金	796,740	1,493,768	410,097	320,511	285,867
貸付金元利収入	2,085,000	2,085,000	2,083,000	2,009,000	1,908,000
諸収入	3,051	5,716	2,516	4,518	2,525
合計①	5,516,207	5,205,267	5,927,138	6,128,500	5,618,151

(表) 平成26年度以前5年間の県民環境部の歳出予算 (単位千円)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総務管理費	111,800	128,674	239,554	25,230	65,191
環境生活費	7,829,371	8,755,451	8,518,061	8,935,367	8,552,784
企画費	174,324	172,974	169,872	173,389	162,732
社会福祉費	574,403	494,840	518,988	436,264	410,382
児童福祉費	116,513	118,111	110,032	103,987	96,041
林業費	25,065	17,280	22,644	19,640	20,070
合計②	8,831,476	9,687,330	9,579,151	9,693,877	9,307,200
①-②	-3,315,269	-4,482,063	-3,652,013	-3,565,377	-3,689,049

上記のうち環境生活費内訳 (単位千円)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
環境生活総務費	1,622,952	1,583,669	1,584,264	1,616,190	1,608,454
生活福祉推進費	168,385	126,281	185,257	98,630	134,170
生活環境施設整備費	2,699,889	3,349,302	2,592,236	2,603,515	2,425,247
環境保全推進費	501,177	476,567	142,780	204,814	183,625
公害対策費	1,809,088	1,309,848	995,678	528,989	489,007
防災対策費	629,480	1,538,684	2,703,831	3,598,291	3,393,636
消防指導費	368,995	341,868	281,195	252,975	284,961
その他	29,405	29,232	32,820	31,963	33,684
合計	7,829,371	8,755,451	8,518,061	8,935,367	8,552,784

上記のうち生活環境施設整備費内訳 (単位千円)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
負担金、補助及び交付金	330,800	1,013,095	291,635	270,586	251,423
うち廃棄物処理センター 運営費補助金	127,006	126,909	127,076	120,329	108,934
貸付金	1,980,000	1,980,000	1,978,000	1,934,000	1,833,000
積立金	303,585	276,096	254,022	302,014	219,005
その他	85,504	80,111	68,579	96,915	121,819
合計	2,699,889	3,349,302	2,592,236	2,603,515	2,425,247

(1) 県民環境部の歳入予算と歳出予算との差額（平成 26 年度 36 億円）は、主に一般財源である。

(2) 歳入・歳出予算に含まれる貸付金について

(意見) 一般財団法人愛媛県廃棄物処理センターの貸付金について

一般財団法人愛媛県廃棄物処理センターへの貸付金は、平成 22 年度から 26 年度までの年度推移からみると固定化したものとなっていると考えられる。この貸付金（平成 26 年度：18 億 3 千万円）については、新設した PCB 廃棄物処理設備の運用によりセンター収益の増加を予定しており順次返済されるものと思われるが、センターの経営独立性を確保するためには、貸付金返済計画を策定し、収支の改善を図る必要がある。

(表) 平成 26 年度以前 5 年間の県民環境部の歳入予算執行率

(単位千円)

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
歳入予算現額合計①	5,516,207	5,205,267	5,927,138	6,128,500	5,618,151
歳入決算額合計②	5,167,485	4,423,221	3,823,423	3,687,832	4,584,592
執行率②÷①	94%	85%	65%	60%	82%

(表) 平成 26 年度以前 5 年間の県民環境部の歳出予算執行率

(単位千円)

歳出予算現額合計③	8,831,476	9,687,330	9,579,151	9,693,877	9,307,200
歳出決算額合計④	8,269,163	8,780,151	7,165,922	6,874,179	8,141,118
執行率④÷③	94%	91%	75%	71%	87%

平成 24・25 年度における予算執行率が低くなっているのは、

1) 平成 24 年度

①歳入：例年より事業費の繰越が多く、繰越事業の財源である国庫支出金の未収が多かったため。

②歳出：例年より事業費の繰越が多かったため。

2) 平成 25 年度

①歳入：例年より事業費の繰越及び不用額が多く、繰越事業や不用額の財源である国庫支出金の未収が多かったため。

②歳出：例年より事業費の繰越及び不用額が多かったため。

## 7. 環境行政に関する出資団体（概要及び監査結果）

### （1）一般財団法人愛媛県廃棄物処理センターの概要

一般財団法人愛媛県廃棄物処理センターは、廃棄物処理事業を行っている法人で愛媛県新居浜市にある東予事業所（エコニックス）において、市町村や民間企業等で適正処理出来ない廃棄物の処理を行っている。

沿革

1993年9月 - 県・県内市町村・民間団体が出資し、財団法人愛媛県廃棄物処理センターを設立。

1993年11月 - 厚生省（現：環境省）から廃棄物処理センターの指定を受ける。

2000年1月 - 東予事業所（エコニックス）の操業開始。

2010年- 全国で初めて「微量PCB汚染廃電気機器等無害化処理に係る大臣認定」を受け微量PCB汚染廃電気機器等の処理を開始。

事業所

事務局 - 愛媛県松山市一番町4丁目4-2

東予事業所（エコニックス） - 愛媛県新居浜市磯浦町18-78

東予事業所

2000年1月に操業を開始した廃棄物処理施設である。廃棄物を1100℃以上で焼却溶解処理している。処理で発生した溶解スラグ等を土木資材などに活用している他、非鉄金属の回収も行っている。また施設内には施設の廃熱を活用した「休養施設 いそらの湯」という入浴施設が開設されている。

「エコニックス」という名称は「エコロジー」と「フェニックス」を組み合わせたものである。

### （2）平成27年度事業計画—経営改善策

「収入確保策」

- 1) 5市町への廃棄物搬入確保・継続等の支援の要請
- 2) 民間事業所への営業活動等による産業廃棄物の処理拡大
- 3) 高度処理施設である特色を生かし、通常の焼却や埋立では処理困難な廃棄物や低濃度PCB廃棄物の処理拡大
- 4) 休養施設「いそらの湯」への集客

「経費削減策」

- 1) 燃費効率の維持
- 2) 定期点検、修繕費用の効率化
- 3) 人件費の抑制

「県からの支援」

- 1) 単年度無利子貸付 1,643,000千円
- 2) 人件費補助 22,059千円 職員の人件費相当額
- 3) 建設費償還金補助 57,933千円

### （3）一般財団法人愛媛県廃棄物処理センターの5年間決算推移

正味財産増減計算書

(単位：千円)

区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
基本財産運用収入	59	59	59	59	59
廃棄物処理料金収入	1,213,557	1,251,438	1,335,989	1,402,642	1,416,446
休養施設利用料収入	9,390	9,188	10,069	10,378	9,920
補助金収入	125,396	797,623	126,019	119,265	108,570
受取負担金	0	300,000	0	0	0
受取利息	10	21	56	58	61
雑収入	781	5,049	1,245	44,955	51,590
運用財産収入	0	59	0	0	0
収入合計	1,349,195	2,363,440	1,473,440	1,577,358	1,586,649
職員給与	8,579	8,717	8,900	8,586	9,244
職員手当	6,019	6,288	6,280	6,484	6,912
臨時職員手当	1,989	2,009	1,880	2,044	1,935
共済費	2,426	2,600	24	581	576
負担金及び交付金	2,589	2,480	2,399	1,823	1,835
法定福利費	0	0	2,700	2,928	2,955
旅費交通費	2,214	925	1,615	842	543
通信費	0	0	462	719	1,022
支払手数料	0	0	123	33	234
保守点検料	0	0	51,441	68,102	80,610
保険料	0	0	4,496	4,139	4,165
運送荷造料	0	0	870	1	0
需用費	521,879	446,833	0	0	0
役務費	60,317	57,396	0	0	0
租税公課	20,716	16,221	25,626	29,822	31,269
支払寄付金	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
委託料	272,697	269,401	0	0	0
使用料及び賃借料	2,465	1,556	1,370	1,410	1,564
備品購入費	110	12	152	0	0
交際費	128	131	114	112	94
工事請負費	0	44,433	87,193	0	0
分析委託料	0	0	9,461	6,768	5,786
保安管理委託料	0	0	2,632	1,005	1,034
運転委託料	0	0	183,971	233,814	243,116
運搬委託料	0	0	15,586	14,301	16,830
処分委託料	0	0	70,240	64,178	78,025
運営委託料	0	0	10,029	10,029	10,316
人材派遣委託料	0	0	0	2,596	2,736
管理委託料	0	0	0	3,721	4,046
会計事務委託料	0	0	799	801	1,351
環境影響評価委託料	0	0	2,100	0	0
借入金利息	25,749	21,162	16,960	14,254	11,302
旅費交通費	45	46	45	82	37
支払手数料	0	0	2	1	0
通信費	0	0	0	3	1

区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
施設消耗品費	0	0	0	86	3
需用費	11	10	0	0	0
減価償却費	254,183	262,006	324,039	331,706	328,305
施設消耗品費	0	0	5,052	9,388	7,591
施設修繕費	0	0	63,727	205,557	255,218
印刷製本費	0	0	106	0	515
新聞図書費	0	0	216	205	272
燃料費	0	0	222,826	286,290	406,471
薬剤費	0	0	30,627	22,181	24,861
水道光熱費	0	0	105,175	109,260	127,022
使用料及び賃借料	12	14	18	18	21
諸謝金	0	0	0	30	0
交際費	0	1	4	0	1
租税公課	0	0	0	0	12
雑費	0	0	16	16	11
固定資産除却損	0	0	535	0	0
費用合計	1,187,134	1,147,251	1,264,829	1,448,937	1,672,857
収入－費用（当期一般 正味財産額）	162,060	1,216,188	208,610	128,420	-86,208

貸借対照表

（単位：千円）

区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
預金	14,653	98,338	275,792	262,626	131,798
未収入金	135,836	118,217	106,125	173,405	173,654
基本財産	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
建物	523,070	642,860	618,723	595,307	570,524
附属設備	17,787	68,467	61,565	54,947	48,352
構築物	388,444	771,441	723,045	666,143	608,577
機械	1,544,729	1,714,663	1,517,746	1,286,267	1,059,370
車	75	0	945	704	462
工具器具	14,866	27,647	58,158	55,292	46,757
土地	244,491	244,491	244,491	244,491	244,491
特別会計	724,396	1,501,833	0	0	0
資産合計	3,618,352	5,197,959	3,616,593	3,349,186	2,893,988
未払金	168,151	173,189	246,132	247,200	329,047
預り金	141	164	159	262	248
短借	2,080,000	1,978,000	1,934,000	1,833,000	1,643,000
仮受金	0	0	0	0	97
長借	1,952,366	1,635,286	1,318,206	1,022,206	761,286
一般会計	724,396	1,501,833	0	0	0
基本財産	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
累積	-1,316,705	-100,514	108,095	236,516	150,308
負債及び正 味財産合計	3,618,350	5,197,959	3,616,593	3,349,186	2,893,988



正味財産増減計算書の内、施設修繕費が1,000千円以上の3年間推移 (単位千円)

区分	24年度	25年度	26年度
6/27 昭和機械商事			1,324
6/28 四国テクニカルサービス	0	1,959	0
6/29 昭和機械商事	2,028	0	0
7/18 住重テクノクラフト	0	0	4,263
7/18 住重環境エンジニアリング	0	0	2,970
7/18 四国テクニカルサービス	0	0	9,028
7/31 住重環境エンジニアリング	0	8,232	0
8/8 住重環境エンジニアリング	6,877	0	0
8/16 町野築炉工業所	0	41,084	0
10/30 住重テクノクラフト	0	0	9,612
11/29 フジケンエンジニアリング	0	1,365	0
12/9 四国テクニカルサービス	0	2,625	0
12/22 昭和機械商事	0	0	1,674
12/26 共同計器	0	0	2,127
12/27 四国テクニカルサービス	0	1,306	0
12/28 住重テクノクラフト	1,155	0	0
1/21 昭和機械商事	0	0	1,324
1/30 テックプロジェクトサービス	0	0	12,420
1/31 昭和機械商事	1,352	0	0
2/18 住重テクノクラフト	2,394	0	0
2/18 住重環境エンジニアリング	1,554	0	0
3/11 住重テクノクラフト	4,074	0	0
3/31 住重テクノクラフト	3,097	0	0
3/31 住重テクノクラフト	1,995	3,675	3,804
3/31 住重環境エンジニアリング	0	99,750	11,880
3/31 住重環境エンジニアリング	0	4,830	162,000
3/31 四国テクニカルサービス	0	0	3,672

(意見) 契約先の選定について

一般財団法人愛媛県廃棄物処理センターの施設修繕費について、株式会社住重テクノクラフト及び住重環境エンジニアリング株式会社が占める割合は、平成24年度86%、平成25年度71%、平成26年度86%と住重グループへの支払いが70%以上となっている。施設の主たる設備に対する施設修繕費を1社に依存している構造について、工事単価の適正性及び1社依存体制によるリスクを考慮して改善する必要がある。

## 第 3 章 愛媛県の策定する諸計画及び許認可とそれらに関連する事務について

### ○愛媛県の諸計画について

#### 1. 計画に関連して実施した施策とその効果・実績について

計画に沿って実施された取組みについて、また、指標があるものについては指標の目標に対する実績についても毎年検討されることが望まれる。公表された計画については、その検討結果についても、県ホームページの計画の項に併せて公表することが望ましい。

施策には短期間では効果が反映されないものもある。長期間にわたり、施策の実施状況、その結果がどのように指標に反映されたのかについて、データを蓄積し、分析することが必要であると思われる。

#### 2. 公開している計画の実績について

計画に対して実施した施策とその効果を年度ごとに分析し、計画と併せて県のホームページに掲載するなどの方法で公開することが望まれる。

また、指標について、県民にも公開している計画にあっては、指標と実績を対比し、分析を行い、併せて公開することが望まれる。

#### 3. 計画の改訂について①

計画について、中間年度や環境が変わった場合には見直しを行う、という記載のある計画についても、何を評価して見直すのかについては記載されていない。

- ・どのようなときに計画を見直すのか、
- ・見直しの結果がどのようなであれば計画を変更するのか

の2点について、計画策定時に明確にすることが望まれる。

また、計画期間が長期であったり、計画期間の定めが無いものについては、毎年内容を見直すローリング方式によるか、少なくとも5年ごとなど期間を決めて、定期的に見直しを行うべきである。また、前に記した2の実績等とあわせ、記録を保管することが望まれる。

#### 4. 計画の内容の改訂について②

計画の多くは、現況分析に基づいた課題の検討が行われている。しかし、長期間計画が変更されず、計画の前提に変化がないかについて、検討されていないと思われるものがある。

これについても、少なくとも5年ごとなど定期的に見直しを行うべきである。

## 5. 計画の維持管理

指針や計画の中には、今有効なものかどうか県民にわかりにくいものや、担当部署が実施する各種事業との関連性が不明瞭なものがある。

これらについては、定期的な見直しをすることにより、解消されると思われる。

### ○愛媛県の許認可事務について

許認可事務は数が膨大なので、次のように絞り込みした。  
平成 26 年度の実績値がゼロである許認可事務以外を対象とし、その中から広範囲に選定し、ヒアリングを行った。

その結果、次のものについて、報告書を作成する対象とした。

- ・指摘や意見のある許認可
- ・興味深く、県民に紹介するべきと考える許認可

また、許認可について、次の分類によりまとめている。

- ① 法人の管理に関する許認可（保健福祉部及び農林水産部については、昨年以前に監査対象としたため除外する）
- ② 登録及び免許
- ③ その他

## 第1節 法人における許認可事務

### 1. 学校法人：私学文書課、子育て支援課

#### (1) 制度概要

学校法人は私立学校を設置運営する主体であり、学校法人を設立しようとする者は、寄附行為<sup>1</sup>において、その目的、名称、設置する私立学校の種類、名称等所定の事項を定めた上、文部科学省令で定める手続（私立学校法施行規則第2条等）に従い所轄庁の認可を受けることになる（私立学校法第30条）。

所轄庁は学校法人設立の申請があった場合には、当該学校法人が設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその経営に必要な財産を有しているかどうか、寄附行為の内容が法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で認可する（同法第31条）。その場合、所轄庁はあらかじめ、大学設置・学校法人審議会又は私立学校審議会の意見を聴く必要がある。

なお、専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする私立学校法第64条第4項法人（以下、「準学校法人」という。）についても学校法人に関する仕組みが準用される。

#### 1) 許認可法人のメリット

学校法人は、私立学校振興助成法における助成の措置の対象になる（私立学校振興助成法第1条）。特に自主財源が乏しい私立学校にとって経常費補助金は経営上非常に重要な収入源となる。

また、高い公益性に鑑みて、法人税や事業税の一部に軽減税率が適用されるほか、不動産取得税をはじめとする多くの税目が非課税になるなど、税制上の様々な優遇措置が講じられている。そのほか、学校法人に対する寄附についても税制上の優遇措置がある。

さらに、学校法人になることで法人の名称の「学校法人」を使うことができ、社会的信用が高まるほか、生徒は鉄道会社の学生割引などを受けられるなど経済的便益を享受できる。

#### 2) 担当部署

学校法人・準学校法人を所管しているのは、私学文書課（平成27年度から、幼稚園のみを運営する学校法人にあっては子育て支援課）となる。

なお、私立大学及び私立高等専門学校を設置する学校法人については文部科学大臣が所轄庁となり、私立高等学校以下の学校のみを設置する学校法人及び準学校法人については、都道府県知事が所轄庁となる。

---

<sup>1</sup> 寄附行為とは、学校法人の根本規則たるべきものであって法人の現在及び将来の在り方を規制するものであり、法律に定められた事項（必要的記載事項）のほか、法令の規定に違反しない限り、任意的な事項を定めることができるが、寄附行為の変更には一部の届出事項を除き所轄庁の認可が必要となる（同法第45条、同法施行規則第4条の3）。

(2) 愛媛県の許認可法人数

愛媛県が所管する法人は平成 27 年 11 月末現在、以下のとおりである。

学校法人	81 法人
準学校法人	12 法人
計	93 法人

所管している全 93 法人のうち、休眠法人は 5 法人ある（学校法人が 2 法人、準学校法人が 3 法人）。この点、事実上運営停止状態にあり、所有財産が散財するといったリスクもあることから、県の指導・監督が重要となる。

休眠法人となっている学校法人の 2 法人はいずれも幼稚園であるが、継続的に書面による実態調査を行い法人の状況を把握しているほか、学校の再開を含め、今後の法人活動について理事長とコミュニケーションを行い、実態把握・指導を行っている。

一方で、休眠法人となっている準学校法人は、県から補助金を受けていないため、実地調査を行う対象ではなく、定期提出書類の提出義務もないため活動実態が捉えにくい。生徒数の減少により休眠法人となったものとされており、20 年以上前に休眠となった法人もあるが、特別の指導監督等は実施していない。

(意見) 準学校法人に対する指導のあり方について  
 準学校法人については、書類の提出義務もないことから、活動実態が把握できていない状況にある。  
 このため、長期にわたり休眠となっている準学校法人に対する県の指導のあり方について検討が望まれる。

(3) 法令上の許認可項目

愛媛県では、所轄庁の法令上の権限に従い、以下の許認可業務を行っている。

NO	事項	根拠法令	審議会の対象
1	寄附行為（法人の設立）	私立学校法第 30・31 条	○
2	寄附行為の変更	同法第 45 条第 1 項	
3	法人の解散	同法第 50 条	○
4	法人の合併	同法第 52 条	
5	法人の組織変更	同法第 64 条第 6 項	○
6	収益事業の種類の設定	同法第 26 条	○

(平成 26 年度の愛媛県における許認可の実績)

項目	件数	内訳
寄附行為変更認可	11 件	幼稚園 11 件
解散認可	1 件	学校法人 1 件
合計	12 件	

なお、法人としての許認可のほか、設置している学校に対しての許認可も

ある。平成 26 年度の学校に関する許認可は以下のとおりである。

項目	件数	内訳	備考
廃止認可	8 件	高等学校 1 件、 幼稚園 7 件	高等学校については、商業科の廃止（3 年前に募集停止の許認可済み）。幼稚園については、認定こども園移行に伴うもの。
収容定員に係る学則変更認可	2 件	高等学校 1 件、 幼稚園 1 件	
合計	10 件		

#### 1) 監査の手続き

許認可手続については、法律の要件に従っているか判定し、判定時に利用した申請書や許認可の裏づけとなる資料とともに「伺書」が提出され、所管課による検討・決裁を受けていることを確かめた。

また、私立学校審議会の諮問が必要な申請については、諮問結果についても合わせて付されており、手続きに問題点は見受けられない。

#### (4) 許認可後の県の役割（指導監督権限等）

##### 1) 基本的な考え方

私立の自主性、審議会の判断を重視する一方、補助金や税制上のメリットを享受していることから、所轄庁である愛媛県においても一定の指導監督義務を果たすことが求められている。

##### 2) 法が規定する指導監督権限

所轄庁は、学校法人が、法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該学校法人に対し、期限を定めて、違反の停止、運営の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる（私立学校法第 60 条）。措置命令に従わないときは、所轄庁は、当該学校法人に対し、役員解任を勧告することができる（私立学校法第 60 条第 9 項）。

また、所轄庁は、学校法人が法令の規定に違反し、又は法令の規定に基づく所轄庁の処分に違反した場合においては、他の方法により監督の目的を達することができない場合に限り、当該学校法人に対して、解散を命ずることができる（私立学校法第 62 条）。

このほか、収益事業の停止の行政処分も実施できる（私立学校法第 61 条）なお、上記いずれも、私立学校審議会等の意見を聴かなければならないとされている。

上述したような法人の監督を効果的に実施するために、法律等で法人に求められている県への届出事項は、以下のとおりである。

NO	届出事項	根拠法令
1	事務所の所在地、校名及び公告の方法の変更にかかる寄附行為の変更	私立学校法第 45 条第 2 項
2	役員（理事長・理事・監事）の就任退任	私立学校法施行令第 1 条
3	法人登記	同施行令第 1 条

NO	届出事項	根拠法令
4	清算人による法人の解散	私立学校法第 50 条第 4 項
5	法人の業務又は財産の状況の不正等に関する監事の報告	同法第 37 条第 3 項第 4 号

また、提出書類として以下のとおり規定されている。

	助成・補助対象法人	それ以外	根拠条文等
定期的に提出を受ける書類	貸借対照表、収支計算書、その他の財務関係書類	—	私立学校振興助成法第 14 条第 2 項
	収支予算書	—	同上
必要に応じて提出を受ける書類	寄附行為の変更	同左	私立学校法第 45 条第 2 項
	資産総額の変更届	同左	私立学校法施行令第 1 条第 1 項
	役員変更届	同左	同施行令第 1 条第 1 項、2 項

学校法人は、補助金の受領や税制上のメリットを享受するほか、生徒・児童が一旦入学すると長期間にわたって在籍し教育を受けることになるため、法人が適切に運営されることは生徒等にとっても非常に重要である。

そこで、所轄庁である愛媛県が適切に指導監督しているかどうか、以下にて確認した。

#### ① 実地調査の対象法人の選定、頻度について

愛媛県では私立学校振興助成法に基づく補助金を受領している法人に対して、私立学校運営費補助金の実績確認及び法人の運営（予算、決算、役員選任など）について、概ね 5 年に 1 回程度、各法人に実地調査を行う方針である。（必要に応じて他の補助金の実績なども確認している。）

#### ② 監査の手続きと結果

私立学校運営費補助金の実績確認にて実地調査を行っているが、平成 17 年度から平成 26 年度までの直近 10 年間の実施状況を確認したところ、すべての法人に対して 1 回以上の実地調査が行われていた。

特に、平成 23・24 年度は高等学校等就学支援金（平成 22 年度に導入された制度）による補助を受けた生徒が在籍する法人を中心に実地調査先を選定しており、また平成 26 年度は、平成 27 年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」における移行予定の法人を中心に選定、さらに高等学校や中学校を設置している規模の大きな法人について 2～3 年に一度実態調査を行うなど、補助金計算を誤る可能性や誤った場合の影響度等を勘案して実地調査の対象法人を選定しており、選定方法は一定の評価ができる。

しかし、愛媛県の方針では、概ね 5 年に 1 回程度は各法人に実地調査を行う方針であるが、平成 22 年度から平成 26 年度の 5 年間の間に 1 回も実地調査していない法人が 48 法人ある。これは主に、平成 22 年度に国の高等学校等就学支援金が創設され、当該制度対応に忙殺され実地調査できなかったことによる影響である。

この 5 年以上訪問していない法人のほとんどが、幼稚園のみを運営する小

規模法人である。小規模法人の場合、少数の事務職員が事務処理から出納・記帳、決算書作成までを一手に引き受けているケースが多く、管理体制の不備があれば、横領や補助金算出の前提となる申請資料の作成誤りといった問題が生じる可能性も否定しきれず、長期にわたり実態調査を行わないことは問題があり、改善を要望する。

(意見) 実地調査の対象法人の選定、頻度について

県では、私立学校振興助成法に基づく補助金を受領している法人に対して補助金の実績確認及び法人運営について、概ね5年に1回程度、各法人に実地調査を行っている。

しかしながら、特に幼稚園のみを運営する小規模法人については、平成22年度に国の高等学校等就学支援金が創設され、実地調査の対象が増えた影響により、5年以上調査できない状況にある。

このため、実地調査に長期の空白期間が生じないように、あらかじめ中長期的な実地調査スケジュールを作成するといった改善が望まれる。

③ 提出書類の網羅的な受領について

毎年提出を受ける必要がある財務関係書類については、漏れなく提出を受けているか確認しており、平成26年度は休眠法人を除く全ての法人について漏れなく受領している。

一方で、資産総額変更届は、変更があったときに随時提出を受けるものであるが、法人活動をしている限り資産総額は毎年度、増減するものである。したがって、資産総額変更届は各年度提出を受けるべきところ、平成26年度については25法人から受領していない。

(指摘事項) 私立学校からの提出書類の確認について

私立学校の公共性の向上と健全な発展を図り、教育を振興するために、私立学校法等で知事への提出が定められている書類をもれなく受理して確認するとともに、提出されていない場合にはその理由を確認し、提出を求める必要がある。

④ 実地調査の結果の記載方法について

愛媛県では実地調査の際に調査表を利用しており、調査表には予算、決算、経理、補助金、役員選任等、人事・給与・サービスなど、項目ごとに所定の確認事項を設けている。

平成26年度に実施した実地調査において使用した調査表を確認したところ、各調査項目について結果を記載する欄が一部空欄になっていた。そのため、調査した結果に問題がなかったのか、それとも調査が未了なのか不明であった。

この点、長期に実地調査を行っていないこともあり、法人側からの質疑事項に時間がとられ、所定の調査時間内にすべての調査が終了しないケースもあるとのことである。

(指摘事項) 私立学校への実地調査の結果について

学校法人が法令の規定や寄附行為等に違反していないかを確認するために必要な調査項目については、それぞれ調査済みか否かを明記し、調査終了後取りまとめ時



には、調査が未実施となった項目にかかる対応方針を明らかにすることが必要である。

未実施項目への対応方法として具体的には、年度内に追加訪問を実施する又は次年度以降の訪問スケジュールに追加する、若しくは次回訪問時に優先的に確認するといったことが考えられる。

⑤ 実地調査を受けない年度の法人に対するモニタリング体制

実地調査の対象となる法人は全部で 88 法人(文科省所管分も含む)あるため、実地調査の間隔が 4～5 年になることはやむを得ないと考える。また、毎年、書面調査は実施している。

しかし、実地調査を行っていない間に、法人運営に異常をきたすと生徒・児童への影響が多大である。

したがって、経営上の異常を早期に感知して速やかに実地調査先に加えるなど、県の監督が有効に機能するように、入手した決算書を利用して前年度との数値比較のみならず財務分析を行うことが望まれる。

(意見) 実地調査を受けない年度の法人に対するモニタリング体制について  
実地調査を行っていない間に法人運営に異常をきたした場合、生徒等に多大な影響を及ぼすものと考えられる。  
このため、財務関係書類等の提出書類を利用して財務分析を実施し経営実態を把握することにより、経営に異常がないか検討し、今後の監督方針や実地調査の方針(スケジュール等)に反映させることが望まれる。

⑥ 法人監事との連携

総務省が平成 26 年に公表した「設立に認可を要する法人に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告」において、学校法人について、所轄庁と監事の連携が不十分と指摘されている。これは所轄庁による実地調査時に監事監査の状況について確認していない都道府県があったことにより、所轄庁と監事との間で問題認識の共有が図られていないことを問題視したものである。愛媛県では、監事監査の実施状況についての確認を、私立学校運営費補助金実績確認等で実施している。しかし、実地調査時を含め監事とヒアリングを行うといった直接のコミュニケーションは実施していない。

この点、学校法人における不正事例は後を絶たず、監事による監督が有効に機能していないこともその一因であることを勘案すると、所轄庁として早急に監事とのコミュニケーションを実施する方策を検討することが望まれる。

(意見) 法人監事との連携について  
監事と所轄庁とがよく連携し、法人運営に関する情報等を共有することは、まず双方の職務の遂行にとってそれぞれ有益であると思われる。加えて、このような連携を通じて、監事による監査と所轄庁による指導監督とのいわば「相乗効果」も期待できるものと考えられる。  
このため、所轄庁と監事が問題認識を共有できる方策を検討していくことが望まれる。

## 2. 公益法人等：私学文書課

### (1) 制度概要

公益法人（公益社団法人又は公益財団法人をいう。）は、学術、技芸、慈善その他の公益に関する事業を、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するために実施する法人であり、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）によって設立される。

公益法人になるには、民間有識者からなる第三者委員会による公益性の審査を経て、行政庁（内閣総理大臣又は都道府県知事）から公益認定を受けることが必要である。

#### 1) 公益法人制度改革

従来の民法による公益法人制度では、法人設立の主務官庁制・許可制の下で、法人の設立と公益性の判断が一体となっていた<sup>2</sup>が、「民による公益の増進」を目的として、主務官庁制・許可主義が廃止され、法人の設立と公益性の判断を分離する公益法人制度改革関連三法（認定法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）が平成 20 年に施行され、施行から 5 年後の平成 25 年 11 月までに、新制度に移行することとなった。

これにより旧制度で公益法人であった法人は特例民法法人となり、新制度において新たな法人形態に移行するか解散することになった。そして税制上の優遇等を受けられる公益社団法人および公益財団法人への移行は公益性を厳格に判断された一方、一般社団法人及び一般財団法人<sup>3</sup>への移行は非営利要件を満たせばよいものとなった。

ただし、特例民法法人は、一般法人へ移行すると自由に財産が処分できることになるが、これまでに税制上の優遇を受けてきたことから移行時の残余財産については類似の公益目的のために使用されるべきものとされ、残余財産相当額を公益の目的のために支出することを義務付けるとともに、公益目的支出計画を策定し履行することが求められている。

また、法人が新制度への移行を平成 25 年 11 月末までに申請しない場合は解散して清算することになった。

#### 2) 公益法人化のメリット

---

<sup>2</sup> 旧制度の公益法人は、一般に旧民法第 34 条に基づいて設立される社団法人又は財団法人を指し、その設立には ①公益に関する事業を行い、②営利を目的とせず、③主務官庁の許可を得ることが必要であった。

<sup>3</sup> 剰余金の分配を目的としない社団又は財団について、その行う事業の公益性の有無にかかわらず、準則主義（登記）により簡便に法人格を取得でき、当該制度で設立された法人を一般社団法人または一般財団法人とよぶ。また、法人の自律的なガバナンスを前提に、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律において、法人の組織や運営に関する事項が定められている。

一般社団法人または一般財団法人は、①目的等を記載した定款を作成、②公証人による定款の認証を経て、③必要に応じて設立時役員等を選任、④設立の登記を行うことで成立する。（一般社団法人の場合、社員になろうとする者が 2 人以上で定款を作成する必要があり、一般財団法人の場合は、設立者が定款を作成し、300 万円以上の財産拠出が必要となる。）

公益法人に対しては、税制上さまざまな優遇措置がある。公益法人の高い公益性に鑑みて、法人税では収益事業であっても認定法上の公益目的事業なら非課税であり、またみなし寄附（収益事業に属する資産のうちから、自らの公益目的事業への支出）は一定額まで損金算入可能となるほか、利子・配当等に係る源泉所得税の非課税や、事業税や固定資産税等においても一定の優遇措置がある。

また、公益法人に対する寄附についても所得税や住民税、相続税などで優遇措置がある。

### 3) 担当部署

公益法人及び公益目的支出計画実施中の一般法人には所管課が定められ、知事部局、公安委員会、教育委員会の各所管課がそれぞれ所管する法人の許可、指導監督、各種調査を行っている。

また、私学文書課が総括課となり、法人からの提出書類の二次的チェックや進捗管理等を行い、所管課の監督が一定の水準となるよう取りまとめを行っているほか、上述した第三者委員会（公益認定等審議会）の運営事務を担当している。

## (2) 愛媛県の認定又は認可法人数

愛媛県が所管する公益社団・財団法人、一般社団・財団法人は以下のとおりである。

種別	社団	財団	合計
公益法人	47	64	111
公益目的支出計画を実施中の一般法人	67	40	107

愛媛県で、新制度に移行せず、自ら解散・清算、合併をした法人は全部で45法人あるが、法人が新制度への移行を平成25年11月末までに申請しない場合も解散して清算する必要がある。

この解散・清算法人の残余財産は、寄付行為または定款で帰属先が指定されていない限り、旧主務官庁の許可を得てその法人の目的に類似する目的のために処分することができるが、これによっても処分されない財産は最終的には国庫に帰属することになる。

この点、整備法第46条第1項の規定に基づいて解散したものとみなされた特例民法法人については、整備法第46条第2項の規定により、旧主務官庁が解散の登記を嘱託しなければならないこととされている。

愛媛県においても、みなし解散を11件実施しており、新制度に移行しなかった法人はすべて解散している。

解散後の清算手続きが完了していない法人数は、下表のとおりである。

解散事由 清算手続	事業の成功の不能による解散	みなし解散
	実施中	2
未着手	0	8

清算手続未着手8件のうち、法人の実態がなく旧主務官庁も不明であるた

め清算が困難な状況の不明法人<sup>4</sup>は4法人ある。

解散後の清算については、整備法第46条第1項の規定に基づく解散後に、実際には清算人となる者がおらず、整備法第38条の規定による改正前の民法（以下「旧民法」という。）第75条の規定に基づき清算人選任の請求を行う利害関係人もいない場合、寄附や税制優遇を受け形成された公益的性格を有する残余財産が、公益目的に使用されずに放置されることは適当ではなく、旧主務官庁が必要に応じて清算の結了に協力することが適当である。

また、清算人となる者がおらず、清算人選任の請求を行うことが出来る利害関係人もいない場合、法律上は裁判所が職権で清算人を選任することができることとされ、一定の準備<sup>5</sup>が整っている場合は、個別の事情に応じて裁判所は職権で清算人を選任する可能性がある。

前述にもあるとおり、解散後の法人の清算は、整備法第65条に基づき裁判所の監督に属する（旧民法第82条）ことになるため、県では松山地方裁判所に口頭で確認をして裁判所からの回答を得ている。回答の要旨は以下のとおりである。

- ① 裁判所が主体的に法人の清算手続きを進めていく予定はない。
- ② 状況確認に努めるが、当該法人はその活動実態がなく利害関係者からの請求もない登記上残っている法人と思われるので、積極的に清算手続きを進めていく必要性がない。
- ③ とはいえ、県を含めて、関係者から相談があれば必要な措置の可否を検討する。

これを受け、県としては、解散後の法人の清算の監督責任が裁判所にある以上、裁判所からの法人の実態把握等の依頼や法人の利害関係人からの協力要請があれば協力する方針とのことである。

不明法人を除く清算未了の法人については、所管課において法人活動の実態把握や、役員の所在確認、残余財産の把握等を行っており、役員等関係者が存在しない法人や清算費用が残余財産を上回ることが予想される法人以外については、法人役員に対して清算手続の実施に向けて理解を得る努力をしていることが認められる。

（意見） 不明法人を除く清算未了の法人の対応について

平成20年に公益法人制度改革関連三法が施行され、新制度に移行することとなった。

このことにより、旧制度で公益法人であった法人は新たな法人形態に移行又は解散する必要がある、新制度への移行をしない場合には解散して清算することとなる。

<sup>4</sup> 当該法人の存在を愛媛県及び国（内閣府）のいずれも把握していなかったが、法務局から登記の存在の連絡があり内閣府から嘱託登記によりみなし解散の実施を依頼された法人。

<sup>5</sup> ①清算法人の情報（財務状況や役員の有無）を可能な限り、旧主務官庁において確認し把握していること、または②清算人の報酬等の清算に必要な費用を充てるために十分な財産を有していないと思われる清算法人については、裁判所と相談の上旧主務官庁において、当該法人の財産の範囲で支払える報酬で清算人を引き受ける候補者（一般的には、識見を有する弁護士が適当であり、旧主務官庁が直接清算人となることは困難である）を調整すること。

県では、新制度に移行しなかった法人はすべて解散しているものの、清算手続未着手が8件あり、そのうち4法人は法人の実態がないため、清算が困難な状況となっている。

解散後の法人の清算は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第65条に基づき裁判所の監督に属することとされ、旧主務官庁である県には、法的には現在監督責任がない一方で、旧主務官庁が必要に応じて清算の終了に協力することが適当という内閣府の通知（平成25年10月31日付け）もあることから、裁判所の要請に限らず広く情報収集を継続し、清算手続きの完了に向けて、引き続き取組みを継続してもらいたい。

### (3) 法令上の許認可項目

新公益法人制度では、一般法人は登記のみで設立が可能となり、一般法人のうち公益法人を目指す場合には、認定法に定められた公益認定基準を満たしていると行政庁である内閣総理大臣または都道府県知事に認定されることが必要となる。これらの制度改革により主務官庁制を原因とした不透明な裁量行政が解消されている。

この公益認定基準についての判断は、民間有識者で構成される国の公益認定等委員会または都道府県の合議制の機関が行っている。

愛媛県においては、5名の民間委員により構成された公益認定等審議会を設置している。当該公益認定等審議会の運営事務は私学文書課が担当し、審議会での報告事項は各公益法人、移行法人の所管課が担当している。

下表は、許認可項目と公益認定等審議会の審議対象となる項目を整理したものである。

NO	事項	根拠法令	審議会の対象
1	公益認定	認定法第4条、第5条、第10条	○
2	変更認定	同法第10条、第11条第1、4項	○
3	合併による地位の承継の認可	同法第10条、第25条第1、4項	○
4	公益目的支出計画の変更の認可	整備法第125条第1項、第126条第3項	○

愛媛県における平成26年度の許認可実績は以下のとおりである。

種別	区分		
	社団	財団	計
公益認定	0件	0件	0件
変更認定	3件	6件	9件
公益目的支出計画の変更認可	2件	0件	2件

平成26年度の愛媛県公益認定等審議会の開催状況を確認したところ、年間4回（5月、8月、12月、3月）実施され、各回3名以上の委員の出席により検討されていた。

後述する県による立入検査については、5ヵ年計画を立てて実施するよう公益認定等審議会にて協議決定しており、また概ね3ヶ月ごとに開催される審

議会では、翌3ヶ月間の立入検査実施計画の協議を行っているほか、すでに終了した立入検査については、順次検査結果の報告を受けている。そのほか、審議会では定期提出書類の状況、解散法人の清算状況について事務局から報告を受けており、報告内容について討議している。

(4) 許認可後の県の役割（指導監督権限等）

公益法人および公益目的支出計画を策定して一般法人に移行した法人に対する監督制度については、下表のとおりである。

その特徴は、公益法人は、全法人に対して計画的に立入検査を実施するのに対し、一般法人の場合の立入検査は事前に計画して行うのではなく、活動実態が公益目的支出計画から大きくかい離した事態が発生した場合に実施することにある。（「4. 立入検査・報告徴収の要件」参照）

法人の種類	公益法人	公益目的支出計画を実施中の一般法人
1. 適用法	一般法人法+認定法	一般法人法+整備法
2. 監督の範囲	公益法人の事業の適正な運営の確保（認定法第27条）	公益目的支出計画の履行の確保（整備法第123条）
3. 定期提出書類の種類	事業計画書等（事業年度開始日の前日まで） 事業報告等（事業年度経過後3ヶ月以内） （認定法第22条）	公益目的支出計画実施報告書等（事業年度経過後3ヶ月以内）（整備法第127条）
4. 立入検査・報告徴収の要件	公益法人の事業の適正な運営の確保に必要な限度において（認定法第27条）	以下のいずれかに該当すると疑うに足りる相当の理由があるとき（整備法第128条） ① 正当な理由なく、公益目的支出計画に定める支出をしない ② 各事業年度の支出が公益目的支出計画に比べて著しく少ない ③ 公益目的財産残額に比べ法人の純資産額が著しく少ないにもかかわらず変更認可を受けず、将来の公益目的支出計画の実施に支障が生ずるおそれがある
5. 勧告→命令の要件	認定取り消し自由に該当すると疑う相当の理由があるとき（認定法第28条）	上記①～③のいずれかに該当すると認めるとき（整備法第129条）
6. 認定/認可の取消しの要件	欠格事由該当、行政庁の命令違反、認定基準不適合、認定法等の法令違反など（認定法第29条）	偽りその他の不正な手段により移行認可を受けたとき（整備法第131条）

（内閣府「移行後の法人の業務運営と監督について」より引用）

以上から、公益法人の事業の適正な運営の確保のために、定期提出書類を求め、法令上の要件を継続的に満たしているか確認するとともに、公益法人の事業の適正な運営の確保に必要な限度において報告を求め、立入検査を実

施している。

### 1) 定期提出書類の確認について

愛媛県においては、定期提出書類については、総括課である私学文書課にてすべての法人について徴収できているか確認しており、平成 26 年度においてはすべての対象となる法人から徴収している。

### 2) 法人が遵守すべき要件<sup>6</sup>を満たしているかの確認について

公益法人の平成 25 年度決算によれば、収支相償（公益目的事業において収入が費用を超えない）を満たしていない法人が 25 法人、遊休財産の保有制限を超過した法人が 5 法人あった。県では今後の対応について説明を求め、所管課および総括課で実行可能性を確認している。

また、公益目的支出計画を実施中の一般法人については、公益目的支出計画実施報告書の審査を行うことで、公益目的支出計画の履行状況を把握している。

### 3) 監査手続き

収支相償は、単年度のみ剰余金で判断せず、複数年度の合算ベースで判断しているが、連続して収支が黒字となる場合は、事業構造に問題があると判断して指導を行っている。この点、総括課である私学文書課がとりまとめた「定期提出書類審査状況一覧」にて今後の対応方針が定められていることを確認した。

(意見) 法人が遵守すべき要件を満たしていない場合の対応に関するフォローアップについて

県では、公益法人が遵守すべき要件（公益目的比率 50%以上、収支相償等）について、毎年度確認を行い、未達成の項目については今後の対応方針を求めている。

しかしながら、平成 27 年度以降、公益法人移行 3 年目、4 年目となる法人も現れていることから、収支相償への対応方針が実行できていない法人も現れると予測される。

このため、継続して収支相償を満たしていない場合は、対応方針として報告した内容が実行されたのか、実行されていない場合は、その理由等の分析をしたうえで指導していくことが望まれる。

また、公益目的支出計画実施報告書についても、審査状況をサンプルで確認したところ、複数のチェックシートを用いて検討され、不備があれば補正指示を行っている。このチェックにあたっては所管課によるチェックのほか、総括課である私学文書課によるチェックも実施されており、監督水準が一定

<sup>6</sup> 公益法人が遵守すべき要件は、① 公益目的事業に要する費用の事業費及び管理費の合計額に占める割合（公益目的事業比率）が 50%以上でなければならない。② 公益目的事業に係る収入の額が、その事業に必要な適正な費用を償う額を超えてはならない（収支相償）。③ 収益事業の収入は、その 50%以上を公益目的事業財産（公益目的のために消費されるべき財産）に繰り入れなければならない、などがある。一方で、公益目的支出計画を実施中の一般法人が遵守すべき要件は、一般法人への移行時に作成した公益目的支出計画に従い、実施事業等（収入が事業費を下回る公益的な事業、他の公益的団体等への寄附等）を行わなければならないことのみである。

以上に確保されていると考える。

#### 4) 立入検査について

所管課は、公益法人の事業の適正な運営の確保のため立入検査を行うが、実効性を担保するため以下の施策を講じている。

- ・立入検査チェックリストを設けて、検査項目を列挙し、根拠法例等を明確にしたうえで確認方法等も記載されており、あわせて検査の実施の有無及び検査結果のチェック欄（適否の記載）、問題点の記載欄も設けられている。
- ・私学文書課により、県所管課職員向けに立入検査方法の研修を毎年開催している。
- ・同様に、県所管課職員向けに定期提出書類のチェック方法の研修や、また法人の役員職員向けの定期提出書類作成方法にかかる研修にも毎年参加している。

以上の研修等を踏まえて所管課により立入検査を受けた法人は、平成 26 年度において 36 法人であった。平成 27 年度以降の予定は「立入検査実施計画表一覧表」によれば、下記のとおりである。

年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
予定対象数	40 法人	29 法人	46 法人	36 法人

立入検査は、3年に1回の周期で実施できるように計画されており、また、検査の重点項目は、立入先の法人ごとに審議会の了承のもと決定しているが、平成 26 年度は公益認定後初の立入検査となった法人がほとんどであったため、検査要員・検査時間も限られているなかで「移行認定申請書に記載された事業の実施状況及び根拠書類の確認」を中心に検査を進めている。

#### 5) 監査手続き

サンプルで立入検査の調書を読覧したが、検討結果は書類として残されており、調査過程が明らかになるように管理・保管されていた。

また、定期提出書類をもとに、事前に法人の特性にあわせて立入り時、重点において検査すべき項目を明確にしている所管課もあった。

なお、検査結果は総括課である私学文書課が集約して公益認定等審議会に報告するとともに、指摘事項の内容やそのフォローアップ状況を確認していることを確認した。



### 3. 特定非営利活動法人：男女参画・県民協働課

#### (1) 法人の概要

特定非営利活動法人（以下、「NPO 法人」という。）とは、「特定非営利活動促進法第 10 条」に基づき、所轄庁（都道府県又は指定都市）の認証を受け、法人格を取得した団体を指す。

特定非営利活動を行う社団類型の団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民の自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進することを目的として、特定非営利活動促進法が平成 10 年 12 月に施行され、平成 13 年 10 月には、NPO 法人への寄附を促すことにより NPO 法人の活動を支援する目的で、税制上の優遇措置が付与される認定特定非営利活動法人制度が創設されている。

##### 1) 認証法人のメリット

法人格を取得することにより、法人は契約締結や財産保有などの法律行為を団体名義で行うことができ、また活動する参加者にとっては団体の資産と個人の資産を明確に分けられること、資金調達が比較的容易となること、従業員を雇用し易いといったメリットがある。

また、NPO 法人になることで行政から直接的に補助金を得られる制度はないが、行政が支出する補助金のなかには、NPO 法人を対象としたものもあるので、法人格を取得することは応募資格を得られることになる。愛媛県では、あったか愛媛 NPO 応援事業として、地域の課題に主体的に取り組む NPO 法人の「活動資金の安定確保と育成支援」を図るため、県民、企業からの寄附をもとに設置している「あったか愛媛 NPO 応援基金」を活用し、NPO 法人の運営資金等を助成している。平成 26 年度はあわせて 13 法人、計 3,180 千円の助成を実施した。

税制優遇措置としては、NPO 法人自身が、申請により法人住民税の均等割が免除されることや、個人又は法人が、認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人（以下「認定 NPO 法人等」という。）に対し、その行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附又は贈与をしたときは、租税特別措置法により、所得税、法人税又は相続税の課税について寄附金控除等の特例の適用がある。

##### 2) 担当部署

NPO 法人を所管しているのは、男女参画・県民協働課となる。

愛媛県知事が所管するのは、複数の市町にまたがって事務所を有する法人、他の都道府県にも事務所を有する場合で主たる事務所が愛媛県内にある法人、および松山市にのみ事務所を有する法人である。松山市を除き 1 市町にのみ事務所を有する場合、当該市町に権限移譲されている。

#### (2) 愛媛県内の認証法人数

愛媛県内の認証法人数の推移は、以下のとおりである。

愛媛県内 認証法人数	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
	325	371	405	427	437

(平成 24 年度以降は、法改正により県に移管された内閣府認証の 12 法人が含まれる。)

437 法人には、実質的には活動していない休眠法人もあるが、認証が取り消されたのは、3年間連続して事業報告書等の提出をしなかった1法人についてのみ（今治市所管法人）である。

なお、愛媛県内の認証法人のうち、愛媛県が所管している法人は、平成26年度末で218法人となる。

### （3）法令上の認証等項目

愛媛県では所轄庁の法令上の権限に従い、法人に関して以下の認証等業務を行っている。

NO	事項	根拠法令
1	設立の認証	特定非営利活動促進法第10条1項
2	定款の変更の認証	同法第25条3項
3	解散の認定	同法第31条2項
4	残余財産の帰属にかかる認証	同法第32条2項
5	合併の認証	同法第34条3項
6	特定非営利活動法人の認定	同法第44条1項
7	認定の有効期間の更新	同法第51条2項
8	特定非営利活動法人の仮認定	同法第58条1項
9	認定NPO法人等の合併の認定	同法第63条1項2項

#### （平成26年度の愛媛県における認証等の実績）

項目	件数
設立の認証	8件
定款の変更の認証	44件
特定非営利活動法人の認定	1件
特定非営利活動法人の仮認定	1件

#### 1) 監査手続き

NPO法人の認証手続について内容説明を受けるとともに書類の縦覧場所を確認したところ、設立の認証時には「設立認証申請審査表」を利用して判断・確認事項について詳細に適否を確認していること、また、設立時の申請書等が男女参画・県民協働課の窓口で閲覧できることを確かめた。

### （4）認証後の県の役割（指導監督権限等）

#### 1) 基本的な考え方

NPO法人は行政の目だけで監督するのではなく、市民自らが監督していくものだという考え方から、一般の県民がNPO法人に関する書類を自由に見ることができる仕組みとなっている。

たとえば、上述したように団体から所轄庁に法人設立の申請があったときは、「申請があった旨、申請年月日、法人名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地、法人の目的」を県報等で公告し、各法人の事業報告書等は所轄庁で閲覧できるほか、「愛媛ボランティアネット」や「内閣府ホームページ」

で検索できるようになっている。

## 2) 県の指導・監督権限

所轄庁は、NPO 法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該 NPO 法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告を要求、又は当該 NPO 法人の事務所等に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査することができる（特定非営利活動促進法第 41 条）。

また、所轄庁は、NPO 法人が法律の規定している要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該 NPO 法人に対し、改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができるとされている（同法第 42 条）。

このほか、認定 NPO 法人等についても報告および検査（同法第 64 条）、勧告および命令等（同法第 65 条）が規定されている。

### (指導・監督権限を機能させるための所轄庁への提出資料)

項目	提出時期
事業報告書等 (事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿 (前事業年度において役員であった者の氏名および住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿)、前事業年度の社員のうち 10 人以上の者の名簿)	毎事業年度 終了後 3 か 月以内
役員変更等届出書 (再任を含む)	随時
定款変更認証申請書	随時
定款変更届出書	随時

## 3) 愛媛県における監督

認証したことで一定の社会的信用を得ていることが否定できないものの、法の趣旨が住民によるチェックであり、公的機関の関与を出来るだけ排除することで、ボランティア活動の活性化を図ることを意図しているため、事業報告書等について、漏れなく、適時に住民に縦覧しているかどうかが重要となる。

愛媛県では、条例により前事業年度の事業報告書等を毎事業年度初めの 3 か月以内に知事に提出しなければならない（特定非営利活動促進法施行条例第 9 条）としている。これにより、住民の閲覧に供すべき書類の提出期限が設定され、さらにその実効性を担保するために、「事業報告書等の期限内提出未済特定非営利活動法人に対する対応方針」<sup>7</sup>を制定している。

所管する男女参画・県民協働課では、法人台帳を作成し、報告書の受領や督促状況等の管理を行っている。

## 4) 監査手続き

活動していない法人も含めすべての法人が事業報告書等を提出する必要が

<sup>7</sup> 督促状送付や過料事件通知（法第 80 条 5 号）、報告の徴収（法第 41 条 1 項）、弁明の機会の付与、改善命令（法第 42 条）、聴聞、認証取消し（法第 43 条 1 項）といった対応方法がスケジュールされており、愛媛県および権限移譲を受けた各市町は、スケジュールに沿って実施する。

あるが、法人台帳を閲覧したところ、事業報告書の提出の有無、活動実態の有無、定款変更等書類提出の受理といった管理がされており、未提出の法人への対応状況も随時コメントされていた。

また、提出された事業報告書等は市民が閲覧できるように、男女参画・県民協働課の入り口に秩序整然と保管されており、容易に閲覧できた。

なお、愛媛県では、平成 26 年度に 1 件、事業報告書の提出がない法人に対して、特定非営利活動促進法第 41 条 1 項に基づき、未提出となる理由及び今後の提出予定について報告を求め、報告の提出がなかったことから弁明の機会を付与したのち、改善命令を行っている。休眠状態によるものが多く、これまで NPO 法人の法令・定款違反等を理由に立入検査を実施したことはない。

#### 4. 消費生活協同組合：県民生活課、地方局総務県民課

##### (1) 制度の概要

消費生活協同組合とは、消費生活協同組合法（昭和 23 年法律第 200 号）に基づいて設立された法人である。

国民の自発的な生活協同組織の発達を図ることにより国民生活の安定と生活文化の向上を期することを目的（消費生活協同組合法第 1 条）とする。組合は、その行う事業によって、その組合員及び会員（以下「組合員」と総称する。）に最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としてその事業を行ってはならない（同第 9 条）とされている。

組合の種類は、組合の区域を地域により定める地域生協、職域により定める職域生協、組合の上部団体としての連合会がある。

なお、組合は、職域による消費生活協同組合でありやむを得ない事情のあるもの及び連合会を除き、原則として都道府県の区域を越えて、これを設立することができない。（同第 5 条）

##### 1) 消費生活協同組合として享受できるメリット

消費生活協同組合であれば、法人税、事業税が軽減されるのをはじめ、組合が一定の不動産を取得した場合の不動産取得税や固定資産税が非課税となるほか、事業所税も軽減されるといった税制上の優遇措置を受けることができる。

##### 2) 担当部署

消費生活協同組合の所管は、組合の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県が行っている。ただし、地域又は職域が、地方厚生局の管轄区域（愛媛県の場合、中四国）を超える組合については厚生労働省が所管する。

愛媛県においては、連合会及び地域生協は本庁県民生活課が担当し、職域生協は各地方局総務県民課が担当している。

##### (2) 愛媛県の許認可法人数

平成 26 年度末に愛媛県が所管する組合数は、以下のとおりである。

区分	本庁 (県民生活課)	東予地方局 (総務県民課)	中予地方局 (総務県民課)	南予地方局 (総務県民課)	合計
地域生協	7	0	0	0	7
職域生協	0	6	12	8	26
連合会	2	0	0	0	2
合計	9	6	12	8	35

(注) 平成 27 年 4 月 1 日付けで中国四国厚生局から 1 連合会が移管されており、平成 27 年 11 月時点では 36 組合を所管している。

##### (3) 法令上の許認可項目

愛媛県では所轄庁の法令上の権限に従い、法人に対して以下の許認可業務を行っている。

項目	根拠条項
共済事業を行う消費生活協同組合又は共済事業を行う連合会に対する他の事業の承認	消費生活協同組合法第10条第3項
員外利用の許可	同法第12条第4項
定款の変更の認可	同法第40条第4項
共済事業規約の設定、変更又は廃止の認可	同法第40条第5項
貸付事業規約の設定、変更又は廃止の認可	同法第40条第6項
共済事業を行う組合の共済事業に係る経理の他の経理への資金運用等の承認	同法第50条の4
共済事業を行う組合の価格変動準備金の積立て、取り崩しに関する認可	同法第50条の9
共済事業を行う組合の資産運用の方法等の承認	同法第50条の14
共済契約にかかる契約条件の変更の申出の承認	同法第53条の4
共済事業を行う組合の議決に係る契約条件の変更の承認	同法第53条の13
共済事業兼業組合又はその子会社の国内の会社の議決権の保有の承認	同法第53条の17
共済事業専業組合又はその子会社の国内の会社の議決権の保有の承認	同法第53条の19
消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会の設立の認可	同法第57条
消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会の解散の認可	同法第62条
解散組合の継続の認可	同法第63条
消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会の合併の認可	同法第69条

#### (平成26年度の愛媛県における許認可の実績)

区分	件数	備考
定款変更の認可	5件	県庁3件、中予地方局1件、東予地方局1件
員外利用の許可	2件	中予地方局2件
合計	7件	

#### 1) 監査手続き

平成26年度の許認可手続きにかかる資料を閲覧し、法律の要件に従っているか判定し、判定時に利用した申請書等許認可の裏づけとなる資料とともに「伺書」が提出され、各所管課により検討・決裁されていることを確認した。

#### (4) 許認可後の県の役割(指導監督権限等)

##### 1) 特徴

消費生活協同組合(以下「組合」という。)の活動は、組合員の日常生活と深い関わりをもつとともに、生活必需物資の安定供給といった基本的事業のみではなく、生活情報の提供や教育文化活動が期待される場所であり、購買事業、共済事業、教育事業等と幅広く組合員のため事業を行っているほか、多くの組合員から出資金を預かるなど、財務の健全性・透明性を確保することが強く要求されている。したがって、「組合の会計経理が著しく適正でない」と認めるときに報告を徴収、検査することができることに特徴がある。

##### 2) 法が規定する指導監督の権限

① 報告の徴収

行政庁は、組合に法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款若しくは規約を守らせるために必要があると認めるとき、又は組合の会計経理が著しく適正でないと認めるときは、組合からその業務又は会計の状況に関し報告を徴することができる（消費生活協同組合法第93条）とされ、組合に関する行政を適正に処理するために、組合から、毎年1回を限り（共済を図る事業を行う組合にあっては、必要に応じ）、その組合員、役員、使用人、事業の分量その他組合の一般的状況に関して必要な報告を徴することができる（同第93条の2）とされている。

② 検査

行政庁は、組合に法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款若しくは規約を守らせるために必要があると認めるとき、又は組合の会計経理が著しく適正でないと認めるときは、いつでも、その組合の業務又は会計の状況を検査することができる（同第94条第2項）。

③ 法令等の違反に対する処分

行政庁は、上記で報告の徴収や検査を行った場合において、当該組合が、その業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款若しくは規約に違反している、またはその会計経理が著しく適正でないことなどに該当すると認めるときは、当該組合に対し、期間を定めて、必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。（同第95条第1項）

また、組合が前項の命令に従わないときは、行政庁は、当該組合に対し、その役員解任を命じ、又は期間を定めて事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる（同第95条第2項）。

さらに、行政庁は、組合の業務若しくは会計が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分に違反し、又は行政命令をしたにもかかわらず、組合がこれに従わないときは、その組合の解散を命ずることができる（同第95条第3項）。

3) 愛媛県での監督

① 指導・監督権限を機能させるために所轄庁に提出する資料について

組合は、毎事業年度、事業年度の終了後3月以内に、決算関係書類（貸借対照表、損益計算書、剰余処分案又は損失処理案、注記）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を行政庁に提出しなければならない。（同第92条の2）

愛媛県では、県庁県民生活課、各地方局総務県民課が每期提出される決算関係書類に基づき、各組合の財務状況等の確認を行うとともに、計画に従って実態調査を行っている。

② 決算関係書類等の受領について

まず、定期提出書類である決算関係書類等をすべての組合から受領する必要があるが、受理簿を利用して総代会の開催日および届出の提出日を管理することで、提出漏れがないことを確かめている課もあれば、ま

まったく受付整理簿といったものを作成していない課もあり、事務取扱の相違がある。

(意見) 決算関係書類等の受領について

消費生活協同組合法第92条の2により毎事業年度、決算関係書類等を行政庁に提出することとなっているが、受理する際、定期提出書類の提出漏れを防止するため、受理簿を活用することが望まれる。

なお、愛媛県が所管している組合については、漏れなく適時に必要な書類の提出を受け、記載項目の確認作業を実施していることが認められた。

③ 決算関係書類等の法定要件等の確認について

本庁県民生活課では、総(代)会終了届の提出を受けるとともに総(代)会の議題と議事録を受けとることで、每期、①総(代)会の定数要件、②成立要件を満たしているか、③必要な決算書類を作成しているか、④監査報告書は必要事項が報告されているか、⑤当期剰余金に著しい欠損が生じていないか、⑥法定準備金が適切に積み立てられているか、⑦議事録には不備がないかについて確認して、その結果をまとめた上で、所定の確認者に回覧している。

一方で、各地方局総務県民課においては、定期提出書類を利用して法定要件等を充足しているか確認していることについて、担当者への質問から確認はできたが、実施結果については明示された書類等は残されていない(中予地方局では記載事項の漏れがないかどうかチェックリストを作成し使用している)。

(意見) 決算関係書類等の法定要件等の確認について

総(代)会の定数要件、成立要件などの法定要件の確認漏れの防止のために、確認作業の内容と実施結果を書面上に残すとともに、県民生活課と各地方局総務県民課が連携して、チェックリストを共有し、行政事務の均一化、効率化を図ることが望まれる。

④ 実態調査について

愛媛県では、「消費生活協同組合実態調査実施要領」を規定しており、所管する各組合に対して、県民生活課及び各地方局総務県民課が、少なくとも3年に1回の周期で実態調査を行い、改善が必要と認められる組合に対しては、改善計画書の提出を要求している。

また、実態調査においては、厚生労働省から公表されている「消費生活協同組合検査要領(平成22年7月改正)」を利用して調査項目を決定している。

実態調査のスケジュールは、3年おきに計画を立てており、計画期間(3年間)ですべての組合を最低でも1回は実態調査するように立案している。計画では、資産規模や組合員数の規模が大きい組合に対しては毎年実態調査を行うなど、メリハリをついた計画となっており評価できる。

実態調査は、当該「実態調査実施計画表」に従って行われており、実



態調査担当は、経験年数を考慮して2人もしくは3人体制で、半日程度で実施している。

⑤ 定期提出書類を利用した監督

各課ともに、定期提出書類である決算書類に対しては、前回の提出書類と比較し大きな動きがないか確認するとともに、数値の整合性の確認は実施しているが、財務分析は実施していない。実態調査を行っていない年度において、新たな経営問題が発生していないか把握するためには、定期提出書類である決算資料をより有効に活用することが望まれる。

(意見) 定期提出書類を利用した監督について

定期提出書類である決算書類は、数値の整合性等を確認しているが、財務分析まで実施できない状況にある。

このため、財務分析（勘定残高、財務比率の経年比較、同規模の他組合との比較等）を行うことで経営上の問題点を早期に発見するとともに、必要に応じて計画していた実態調査のスケジュールを組み替えるといった対応をとることが望まれる。

県では、実態調査の結果、書面にて業務改善を要請した事項について、改善計画報告書を受領する。また、口頭による指導事項についても記録として保管し、次回以降の訪問時には改善状況を確認するなど、フォローアップを適宜実施している。

また、計画に従った実態調査で問題が多かった組合に対しては、年度内に2回目の実態調査を行い、改善状況を確認するほか、次年度以降も実態調査のスケジュールとは別にフォローアップの訪問調査を行うなど、積極的に組合の適正運営に向けた指導を行っている。

しかし、そのような取り組みにもかかわらず、改善が進まず継続して指摘を受ける組合も見受けられる。ここで、要改善事項が継続する場合は、法93条の2で規定されている「報告の徴収」を行使するかどうか検討する必要があると思われるが、所管課では検討した実績はない。

(意見) 指摘事項が継続した法人に対する報告の徴収について

実態調査の結果、書面で業務改善を要請した事項について、改善状況を確認してフォローアップを行っているが、改善が進まず指摘事項が継続する法人に対して、消費生活協同組合法第93条の2を適用して法人から報告を徴収するかどうか検討する必要があるため、どのような状況であれば、報告の徴収の適否を検討すればよいのか、一定の基準を設けることが望まれる。

基準の設定により一定の目安に抵触したときには、報告の徴収を行うかどうかを県として検討することになるため、所管課によって報告の徴収が行われる状況に相違があるといった事態は生じにくいと考える。

また、継続して改善されていない組合においては、監事監査が有効に機能しておらず、県が把握している問題点について組織運営上の課題として監事が認識していない可能性が高い。法律上の要請事項ではないが、所管課から情報提供を積極的に行うことは、組織の適正運営に向けて有用な方法と考える。

(意見) 監事との連携について

監事監査を有効に機能させるためには、県と監事との連携が重要と考えられる。組織の適正な運営のため、法人への要改善事項については、監事へ通知して対応を促すことが望まれる。

⑥ 会計経理が著しく適正でないことをどのように確認するか

上述したとおり、生協法では、都道府県知事は組合の会計経理が著しく適正でないと認めるときは、組合からその業務又は会計の状況に関して報告を徴することができるなどと規定されているなど、裏を返せば、会計経理の適正性についても一定の監督を要請していると考えられる。

また、組合の機関に関するコーポレートガバナンス改革の一環として、組合の会計は、ディスクロージャーの充実を目的に、生協法施行規則で定められ、企業会計と同等となった。これにより、「退職給付会計」「減損会計」「金融商品会計」「税効果会計」といった新たな会計処理が導入され、会計処理は複雑なものとなっている。

しかし、上述したような会計基準で要求されている会計処理ルールを把握していない所管課の担当者もいた。これは、会計経理が著しく適正でないかどうかを判断するための庁内での能力形成のための体制が整備されていないことに起因しているものと考えられる。

したがって、組合の決算書類を確認する所管課の全職員（地方局を含む）に対して、必要な会計知識や財務分析の手法を習得する研修への参加といったスキルアップの仕組みを設け、体系的に人材育成をしていくことが望まれる。また、上記「（決算関係書類等の法定要件等の確認について）」でも述べたが、所管課において実施した作業を体系的に残すことも、組織としての経験が蓄積されていくため有用であると考えられる。

(意見) 会計経理の確認について

平成20年4月1日施行の改正消費生活協同組合法施行規則により、組合の会計は基本的に企業会計の基準に準拠することとなった。このことを受け、「退職給付会計」「減損会計」等の新会計が導入されたが、会計処理が複雑となったため、会計処理が適正に行われているかを確認する職員の会計知識の向上が必要と考える。

このため、組合の決算書類を確認する職員に対して、必要な会計知識や財務分析の手法を習得する研修等の仕組みを設けるとともに、所管課に経験・ノウハウを蓄積するために、実施した内容を書面で作成することが望まれる。

⑦ 組合の経理能力の向上について

さらに、そもそも決算書類を作成する各組合の経理能力の向上に対する指導も重要であり、県が率先して、決算作業前の時期に決算書類作成上での留意事項を伝達する研修を開催するなど、誤りやすい会計処理などの情報を適宜提供することが、組合の財務情報の健全性、透明性を確保する上で重要な施策と考える。

(意見) 組合の経理能力向上について

組合の会計処理の更なる適正化を図るためには、各組合の経理能力の向上にか  
かる取組が重要と考える。

このため、研修の開催など、組合の能力向上のための施策を行うことが望まれ  
る。

この点、県民生活課では、連合会が当該会計スキルの確保のために研  
修を担うべきであるとの意見もあったが、連合会が主体で取り組む場合  
は、連合会と研修内容や実施計画、実施結果、組合の出席状況等の情報  
交換を積極的に行うことが必要になると考える。

5. 中小企業団体（事業協同組合 企業組合 協業組合 協同組合連合会 商工組合 中小企業団体中央会）、商店街振興組合連合会：経営支援課、地方局商工観光室

(1) 制度概要

中小企業団体とは、中小企業者その他の者の公正な経済活動の機会を確保し、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的に、協同して経済事業を行うために必要な組織又は中小企業者とその営む事業の改善発達を図るために必要な組織として、中小企業者その他の者が設立した団体である。

具体的には、事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、都道府県中小企業団体中央会を指す。

また、似たような組合形態に、商店街に特化した商店街振興組合及び商店街振興組合連合会がある。

1) 根拠法令

中小企業団体（以下「組合」という。）は、「中小企業団体の組織に関する法律」に従い、そのうち、事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会及び企業組合については、「中小企業等協同組合法」の定めるところによる（中小企業団体の組織に関する法律第4条）。

商店街振興組合及び商店街振興組合連合会は、「商店街振興組合法」に従う。

主な組合の概要は、以下のとおりである。

<p>(事業協同組合)</p> <p>事業協同組合は、4人以上で設立でき、組合員の事業を支援・助成するためのものならばほとんどすべての分野の事業が実施できるため、最も代表的な組合といえる。共同生産、共同購入、共同販売といった共同事業の実施を目的とした同業種の事業者による組合設立のほか、異業種が連携して設立し、新技術や新製品の開発・新規事業の開拓等をめざすケースもある。</p>
<p>(協業組合)</p> <p>協業組合は、その組合員の生産、販売その他の事業活動についての協業を図ることにより、企業規模の適正化による生産性の向上等を効率的に推進し、その共同の利益を増進することを目的とする。組合員は必ず事業者でなければならない。組合に統合した事業については原則として組合員の事業として行うことができない。</p>
<p>(企業組合)</p> <p>企業組合は、個人事業者、勤労者など個人が、当該企業組合に個々の資本と労働を集中させ、組合の事業に従事し、組合自体が一つの企業体となって事業活動を行う。組合員は組合の事業に従事する義務が課せられる特徴があり、小規模な事業者が、経営規模の適正化を図る場合や安定した自らの働く場を確保するのに適している法人である。</p>
<p>(協同組合連合会)</p> <p>協同組合連合会は、協同組合の連合体であり、協同組合が単独で事業を行うよりも、より大きな成果が得られる可能性のある共同事業（共同宣伝や共同購買等）を行って、会員である協同組合やその構成員である組合員の経済的地位の向上を図ることを目的とする法人である。</p>

<p>(商工組合)</p> <p>商工組合は、業界全体の改善と発展を図ることを主な目的として同業者によって設立される組合である。業界を代表する同業組合的性格を有しており、設立に当たっては組合の地区内の同業者の2分の1以上が組合員となるものでなければならない等の設立要件がある。</p>
<p>(中小企業団体中央会)</p> <p>中小企業団体中央会は、全国に1つ（全国中小企業団体中央会）と47都道府県に各1つ（都道府県中小企業団体中央会）が設置されており、地区内の上記組合のほか、商店街振興組合および商店街振興組合連合会等を会員として、組織化、事業および経営の指導を行う団体である。</p>
<p>(商店街振興組合連合会)</p> <p>商店街振興組合連合会は、商店街が形成されている地域において小売商業又はサービス業等を営む者が協同して経済事業を行うとともに当該地域の環境の整備改善を図るための事業を行う商店街振興組合の振興と発展を目的として設立された団体である。主に会員たる組合の組織及び事業の指導や、国や県に対して要望や調整を行う。</p>

## 2) 組合化のメリット

組合組織を作ることによって、スケールメリットが得られるとともに、商工組合中央金庫を利用することができる。また法人税は一般の企業より優遇（税率が低いまたは非課税）される組合もある。

## 3) 担当部署

事業協同組合（火災等共済組合を除く）、協同組合連合会、企業組合、協業組合については、事務所所在地の地方局に許認可業務を権限委譲しているため、愛媛県では各地方局の商工観光室が担当となる。

商工組合、火災等共済組合については、その性格と規模から、また、都道府県中小企業団体中央会、商店街振興組合連合会については、都道府県に一つとなるため、愛媛県においては県庁経営支援課が担当する。

事業協同小組合、信用協同組合、商工組合連合会および商店街振興組合については、愛媛県の所管対象法人はない。

## (2) 愛媛県の許認可法人数

平成26年度末に愛媛県が所管する団体数は、以下のとおりである。

区分	東予地方局	中予地方局	南予地方局	県庁	合計
事業協同組合	124	121	55	1	301
企業組合	5	0	20	0	25
協業組合	4	0	1	0	5
協同組合連合会	0	4	0	0	4
商工組合	0	0	0	18	18
中小企業団体中央会	0	0	0	1	1
商店街振興組合連合会	0	0	0	1	1
計	133	125	76	21	355

## (3) 法令上の許認可項目

各組合に対して、法が規定している主な許認可事項は、次のとおりである。

許認可等の種類	根拠条項
組合の設立の認可	中小企業等協同組合法第 27 条の 2 第 1 項
組合の総会又は総代会の招集の承認	同法第 48 条
組合の定款の変更の認可	同法第 51 条第 2 項
火災等共済組合の火災共済規程の変更の認可	同法第 9 条の 7 の 2 第 5 項及び第 57 条の 2
火災等共済組合等の解散の認可	同法第 62 条第 4 項
組合の合併の認可	同法第 66 条第 1 項
中央会設立の認可	同法第 82 条の 2
協業組合の事業転換の認可	中小企業団体の組織に関する法律第 5 条の 7 第 2 項
協業組合の設立の認可	同法第 5 条の 17 第 1 項
協業組合の組合員による臨時総会の招集の承認	同法第 5 条の 23 第 3 項 (中小企業等協同組合法第 48 条)
協業組合の定款の変更の認可	同法第 5 条の 23 第 3 項 (〃 第 51 条 2 項)
協業組合の合併の認可	同法第 5 条の 23 第 4 項 (〃 第 66 条 1 項)
商工組合の特別の地区の承認	同法第 9 条
商工組合又は商工組合連合会の設立の認可	同法第 42 条第 1 項
組合の組合員による臨時総会の招集の承認	同法第 47 条第 2 項 (中小企業等協同組合法第 48 条)
商工組合又は商工組合連合会の定款の変更の認可	同法第 47 条第 2 項 (〃 第 51 条第 2 項)
商工組合又は商工組合連合会の合併の認可	同法第 47 条第 3 項 (〃 第 66 条第 1 項)
協業組合への組織変更の認可	同法第 95 条第 4 項
事業協同組合への組織変更の認可	同法第 96 条第 5 項
商工組合への組織変更の認可	同法第 97 条第 2 項 (第 96 条第 5 項)
組合の設立認可	商店街振興組合法第 36 条第 1 項
役員改選のための総会の招集の承認	同法第 55 条第 5 項 (第 59 条)
総会の招集の承認	同法第 59 条
定款の変更の認可	同法第 62 条第 2 項

1) 愛媛県の平成 26 年度の許認可の実績

項目	件数
設立の認可	5
定款変更の認可	24
共済規程の変更の認可	1
合併の許可	1
組織変更の許可	0

## 2) 監査手続き

平成 26 年度の許認可手続きにかかる資料をサンプルで閲覧し、法律の要件に従っているか審査基準に従って判定し、判定時に利用した申請書および許認可の裏づけとなる資料とともに「伺書」が提出され、検討・決裁されていることを確認した。

経営支援課及び各地方局商工観光室は、各組合の指導的立場である県中小企業団体中央会（以下、「中央会」という。）と連携しており、許認可事項に関して中央会と事前協議を実施し、中央会から各組合へ指導を行っている。

設立の審査時の法定要件について、独自に課で整理してチェックリストを作成し、確認作業に利用しているケースもあった。同じ許認可業務ではチェック項目も同じとなるが、チェック時に利用するチェックリストなどについて各地方局で連携していなかった。

(意見) 設立や定款変更等の許認可手続きについて

県では、中小企業等協同組合の設立の認可に当たっては、平成 21 年 3 月に取扱い等を通知している。

この通知では、認可の基準を示しており、このことに基づいて各所管課で審査を行っているが、チェックリストについて共有できていない状況である。

このため、法定要件の充足を確認するチェックリストなどについては、各地方局で共通のチェックリストを作成し活用することが望まれる。

## (4) 許認可後の県の役割 (指導監督権限等)

### 1) 法が規定する指導監督の権限

#### ① 報告の徴収

(事業協同組合、協同組合連合会、企業組合、中央会、協業組合に対して)

行政庁は、毎年一回を限り、組合又は中央会から、その組合員又は会員、役員、使用人、事業の分量その他組合又は中央会の一般的状況に関する報告であって、組合又は中央会に関する行政を適正に処理するために特に必要なものを徴収することができる。

また、行政庁は、組合若しくは中央会の業務若しくは会計が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款、規約、共済規程若しくは火災共済規程に違反する疑いがあり、又は組合若しくは中央会の運営が著しく不当である疑いがあると認めるときは、その組合又は中央会からその業務又は会計に関し必要な報告を徴収することができる（中小企業等協同組合法第 105 条の 3、中小企業団体の組織に関する法律第 5 条の 23）。

(商工組合に対して)

主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、組合に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。（中小企業団体の組織に関する法律第 92 条）

(商店街振興組合連合会に対して)

行政庁は、毎年一回を限り、この法律の施行に必要な限度において、組合から、その組合員、役員、使用人、事業の分量その他組合の一般的状況に関する報告を徴することができる。（商店街振興組合法第 83 条）

## ② 検査、措置命令等

行政庁は、報告の徴収の結果さらなる調査が必要となる場合は、いずれの組合についても業務または経理の状況について検査することができる（中小企業団体の組織に関する法律第 5 条の 23、第 93 条、中小企業等協同組合法第 105 条の 4、商店街振興組合法第 84 条）。

そして検査の結果を受けて、最終的には、組合への必要な措置命令または業務改善命令、解散命令といった不利益処分を実施することになる（中小企業団体の組織に関する法律第 5 条の 23、第 67 条、第 69 条、中小企業等協同組合法第 106 条、商店街振興組合法第 85 条、86 条）。

（組合が県に提出する必要がある書類について）

各組合は、決算関係書類として、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金の処分方法を記した書類、通常総会議事録の謄本を提出することとなっている（中小企業協同組合法第 105 条の 2 第 1 項。中小企業団体の組織に関する法律第 5 条の 23、第 71 条。商店街振興組合法第 82 条）。

また、各組合は役員変更届の提出が必要である（中小企業等協同組合法第 35 条の 2。中小企業団体の組織に関する法律第 5 条の 23 及び第 47 条第 2 項。商店街振興組合法第 45 条）。

さらに、解散届の提出が必要となる（中小企業等協同組合法第 62 条第 2 項、中小企業団体の組織に関する法律第 5 条の 23 及び第 47 条第 3 項、商店街振興組合法第 72 条第 2 項）。

## 2) 愛媛県での監督

すべての法人について定期提出書類の提出状況を受理簿で確認し、提出がない場合は中央会を通じて提出を促している。3年間継続して提出がない組合に対しては聴聞を実施し、活動状況の把握および提出書類の提出を指導している。

中央会および県による指導の結果、決算書類等は遅れてではあるが提出されていることが確認できた一方、過去 1、2 年の決算書について提出を受けずに、直近の決算書のみ提出が行われているケースもある。

どうしても決算書の作成・提出できない場合は、当該年度にかかる総（代）会も開催されていないことが推察され、法定要件を満たした業務運営が確認できないことになるため、決算書の提出がない年度は特に、組合が適正に運営されているかどうか県としても確認して、確認した内容、それに対する県の判断、対応方針等を文書として記録して、フォローアップしていくことが望まれる。

（意見） 定期提出書類が提出されない場合のフォローアップについて

各組合は、中小企業等協同組合法第 105 条の 2 第 1 項、中小企業団体の組織に関する法律第 5 条の 23、商店街振興組合法第 82 条に基づき、事業報告書、財産目録等の決



算関係書類を提出することとなっている。

現状として、中央会及び県で指導を行っているものの、3年間継続して提出がない組合がある。

このため、定期提出書類が提出されない組合については、組合の実態を把握したうえで、県の対応方針等を文書化し、フォローアップすることが望まれる。

① 定期提出書類の確認について

現在、各担当課では、特に赤字が大きい組合については、前年度の決算資料を参考にその要因を把握するほか、運営上の問題となる事項がないかどうかについて組合へ照会などして確認している。

② 各組合への情報提供、経理能力向上の施策

設立後に県が各組合に対する行政を適正に処理するため、必要な情報提供を実施するとともに、法人の状況について随時把握に努めている。具体的には、以下の事項を実施。

- ・平成25年12月10日適正監査実施等のため、研修会を実施（団体主催、県講師派遣）
- ・平成27年11月6日適正監査実施等のため、研修会を実施（団体主催）
- ・商店街振興組合連合会については、理事会や総会に県職員が出席

また、上位団体である中央会とは連携して指導監督を行っている。具体的には、適宜電話やメール等で連絡を取り、指導状況等の聞き取りを行っているほか、中央会が発行する機関誌に、県からのお知らせとして決算書類等の提出や適正監査に関する記事を掲載し、会員組合等に周知を図っている。

(意見) 担当部署の監督能力の向上について

中小企業団体の許認可及び指導監督の担当部署は、県庁及び地方局にまたがっており、事務的にも高度な専門的知識が必要なものであり、各担当のスキルアップは必須であると認識するが、現状は、各担当者がそれぞれ取り組んでいるだけで、国等が主催する制度的な研修は行われていない。

このため、当該業務を実施するうえで必要なスキルを確保するために、各機関の担当者がさらに連携を深めることが望ましい。

## 6. 土地区画整理組合：都市計画課

### (1) 制度の概要

土地区画整理組合（以下、「組合」という。）は、宅地について所有権又は借地権を有する者が土地区画整理法によって設立<sup>8</sup>し、当該権利の目的である宅地を含む一定の区域の土地について「土地区画整理事業」を施行する法人である（土地区画整理法第3条第2項）。

「土地区画整理事業」とは、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、土地区画整理法に従い行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業である。

（同法第2条）

この土地区画整理事業を進めることで、土地の利用が難しい不整形で入り組んだ土地や境界が不明確な土地が整形され全ての土地が道路に面した土地となり、土地活用の選択肢が増え、また、道路や公園、上下水道等の必要な施設が整備されることで生活環境が向上する。

#### 1) 土地区画整理組合として享受できるメリット

組合においては、組合が施行する土地区画整理事業に係る施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者が、全員その組合の組合員となり、総会において定款、事業計画、換地計画などの重要なことが定められ、日常業務も組合員から選ばれた理事によって運営されるため、地域住民の意見が反映された街づくりができる。

また、組合は公共法人であることから、法人税の納税義務がないなど、税制上の優遇措置が講じられている。

また、施行区域内の土地所有者は、長期にわたり所有土地の利用に制約が課せられるため固定資産税や都市計画税の減免があるほか、農地の相続税の納税猶予は継続できるといった税制上の優遇措置が講じられている。

#### 2) 担当部署

都市計画課が担当している。

### (2) 愛媛県の許認可法人数

平成 26 年度末に愛媛県が所管する組合数は1つ（東温市志津川土地区画整理組合）である。

### (3) 法令上の許認可項目

愛媛県では所轄庁の法令上の権限に従い、法人に対して以下の許認可業務を行っている。

項目	根拠条項
土地区画整理組合の設立の認可	土地区画整理法第14条第1～3項 第21条第3項、第4項

<sup>8</sup> 土地区画整理組合を設立しようとする者は、7人以上共同して、定款及び事業計画を定め、その組合の設立について都道府県知事の認可を受けなければならない（同法第14条）。

項目	根拠条項
定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更の認可	同法第 39 条第 1 項
土地区画整理組合の解散の認可	同法第 45 条第 2 項
土地区画整理事業の換地計画の認可	同法第 86 条第 1 項
換地計画の変更に係る認可	同法第 97 条第 1 項

#### 1) 平成 26 年度の愛媛県における許認可の実績

区分	件数	備考
事業計画の変更の認可	1 件	公共施設の変更（水路の計上変更や道路照明等の追加設置）及び資金計画の変更

#### 2) 監査手続き

平成 26 年度の許認可手続きにかかる資料を閲覧し、法令等の要件に従っているか審査表を利用して判定し、判定時に利用した資料とともに「伺書」が提出され、所管課により検討・決裁されていることを確認した。

#### (4) 許認可後の県の役割（指導監督権限等）

組合は土地区画整理事業により健全な市街地の造成を図り、もって公共の福祉の増進に資する目的で設立されたものであり、事業の公共性は非常に高いため、設立後も行政庁に監督権限を付与している。

#### 1) 法が規定する指導監督の権限

##### ① 報告の徴収と検査

都道府県知事は、組合の施行する土地区画整理事業について、その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画、事業基本方針若しくは換地計画に違反すると認める場合その他監督上必要がある場合においては、その組合の事業又は会計の状況を検査することができる。（同第 125 条第 1 項）。

##### ② 法令等の違反に対する処分

都道府県知事は、検査を行った結果、組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画、事業基本方針若しくは換地計画に違反していると認めるときは、組合に対し、その違反を是正するため必要な限度において、組合のした処分の取消、変更若しくは停止、又は組合のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。（同第 125 条第 3 項）

また、都道府県知事は、組合が上記の規定による命令に従わない場合などの場合においては、その組合の設立についての認可を取り消すことができる。（同第 125 条第 4 項）。

#### 2) 指導・監督権限を機能させるために所轄庁に提出する資料

組合の理事は、毎事業年度、通常総会で承認を得た事業報告書、収支決算書及び財産目録を当該承認を得た日から 2 週間以内に、都道府県知事に提出しなければならない。（同第 28 条第 8 項）

### 3) 愛媛県での監督

愛媛県では、毎期提出される事業報告書等に基づき、都市計画課が組合の財務状況等の確認を行うとともに、事業計画の進捗状況の把握を行っている。

また、愛媛県が許認可の審査や決算資料による財務状況の確認時に確認する項目として、法令に違反する事項がないかといったことのほか、事業計画達成に向けた組合の経済的基礎及び施行能力の有無について重要視している。

ここで、愛媛県が所管する現在の施行中の東温市志津川土地区画整理組合においては、平成 26 年度に変更・認可を受けた「事業計画書」よると資金計画は以下のとおりである。

(単位：百万円)

区分		21～25 年度	26 年度	27 年度	計
支 出	工事費	2,046	1,032	132	3,210
	利子	24	18	19	61
	その他	31	11	12	54
	計	2,101	1,061	163	3,325
収 入	保留地処分金 <sup>9</sup>	571	895	719	2,185
	市補助金	811	329	-	1,140
	その他	0	-	-	0
	計	1,382	1,224	719	3,325
差引過不足		△719	163	556	-

(収支決算報告書によると、平成 25 年度末借入残額は 447 百万円)

平成 25 年度までの累積では支出が収入比べ 719 百万円過多となっており、事業計画によると平成 26 年度と最終年度である平成 27 年度の保留地処分による収入が重要となる。この保留地処分による収入に影響を与える販売保留地の公募申込状況は、下表のとおりである。

公募の申込状況	公募数	申込数	申込割合
24 年度 (第 1 回公募)	37 区画	36 区画	97.30%
25 年度 (第 2 回公募)	21 区画	11 区画	52.38%
26 年度 (第 3 回公募)	37 区画	15 区画	40.54%
小計	95 区画	62 区画	65.26%
27 年度 (第 4 回公募)	40 区画	平成 27 年 8 月より順次公募中	
総計	135 区画		

(申込数は平成 27 年 7 月時点)

事業計画は、すべての保留地を処分することが前提で資金収支計画を立てていることから、売却が進まないと借入金の返済財源がまかなえなくなり、さらに利息負担も重くなる。

また、組合設立認可時（当初事業計画作成時）以降も、東温市全体としての地価は下落傾向にあり、今後販売価格が維持できない可能性がある。一般的には事業の早期終了のために一定期間経過後は値下げを行いハウスメーカー

<sup>9</sup> 保留地処分とは、施行地区内の地権者から減歩（土地所有者からそれぞれ整理する前の土地（宅地）の地積が、区画整理事業により減少する）により少しずつ提供された土地を新たに売却することでその収入を土地区画整理事業の財源の一部とするもの。

一など一括売却するといった方法が選択されるが、その場合、当該事業において資金不足が発生し、不足額によっては組合員では負担しきれない可能性もある。

したがって施行地区を管轄する市の支援体制が継続するかという点も、愛媛県は重視して検討している。過去に清算時に不足した資金について愛媛県が補てんした事例はないものの組合施行の事業では事業規模が大きく、上記保留地の申込状況をみると完売は難しいと見込まれるため、事業計画の進捗には十分に注意して指導・監督する必要があると考える。

(意見) 組合の監督について

県では、毎期提出される事業報告書等に基づき、事業計画の進捗状況を把握している。

東温市志津川土地区画整理組合の事業計画は、平成 27 年度が最終年度となっているが、平成 24 から 26 年度までの販売保留地の公募申込状況が 65.26%となっている。

このため、所管庁として特に事業計画の達成状況については注視して、指導監督していくことが望まれる。

(参考) これまでの愛媛県が所管した組合施行土地区画整理事業は以下のとおり。

施工者	施行面積	事業費	事業年度	状況	都市計画区域
三津屋東土地区画整理組合	19.6 ha	1,818 百万円	S59~H06	完了	西条
柚木北只土地区画整理組合	12.4 ha	1,023 百万円	S61~H10	完了	大洲
五郎駅前土地区画整理組合	1.3 ha	53 百万円	S63~H02	完了	大洲
肱川土地区画整理組合	3.1 ha	308 百万円	H08~H13	完了	大洲
東若宮土地区画整理組合	16.8 ha	1,201 百万円	H12~H17	完了	大洲
田窪土地区画整理組合	5.0 ha	548 百万円	H13~H16	完了	松山広域
松山市畑寺辻の内土地区画整理組合	2.4 ha	1,042 百万円	H14~H17	完了	松山広域
東温市志津川土地区画整理組合	23.1 ha	3,325 百万円	H21~H27	施行中	松山広域

## 7. 宗教法人：私学文書課

### (1) 制度の概要

宗教法人は、教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする宗教団体が、礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務及び事業を運営することに資するため、宗教団体に法律上の能力を与えることを目的とする宗教法人法に基づき、所轄庁の認証を受け法人格を得たものである（宗教法人法第1条）。

#### 1) 法人化によるメリット

宗教団体が法人化することで次のようなメリットを享受できる。

- ・公益法人の扱いとなるため社会的信用度が向上するというメリットがある。
- ・所有財産を法人名義にすることが出来るため、設立者などが死亡した後も引き続き法人の財産維持が図られる。
- ・宗教法人は、税制上の優遇措置が受けられる。具体的には、一定の要件を満たした場合、登録免許税や不動産取得税、固定資産税、都市計画税が非課税となる。更に、法人税、法人事業税、道府県民税、市町村民税について、収益事業を行わない限り非課税になるなど、税制上で様々な優遇措置が講じられている。
- ・公益事業（墓地、霊園、幼稚園、学校、助産施設、保育所、児童厚生施設、老人福祉施設等）の運営が認められるようになる。

#### 2) 担当部署

宗教法人の所轄庁は、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事とされる。ただし、①他の都道府県内に境内建物を備える宗教法人、②①の宗教法人を包括する宗教法人、③他の都道府県内にある宗教法人を包括する宗教法人は、文部科学大臣が所轄する（同法第5条）。

愛媛県においては、私学文書課が担当している。

### (2) 愛媛県内の許認可法人数

平成26年度末に愛媛県が所管する法人数は、2,915法人である。

### (3) 法令上の許認可項目

愛媛県では所轄庁の法令上の権限に従い、法人に対して以下の許認可業務を行っている。

項目	根拠条項
宗教法人の設立に係る規則の認証	宗教法人法第14条
宗教法人の規則の変更の認証	同法第28条
宗教法人の合併の認証	同法第39条
宗教法人の任意解散の認証	同法第46条

(平成 26 年度の愛媛県における許認可の実績)

区分	件数
規則の変更認証	10 件
合併認証	3 件
解散認証	1 件
合計	14 件

なお、解散認証の要因は、信者の減少によるものである。

1) 監査手続き

平成 26 年度の許認可手続きにかかる資料をサンプルで閲覧し、法律の要件に従っているか判定し、判定時に利用した申請書や許認可の判断に必要な資料とともに、「伺書」にて所管課により検討・決裁されていることを確認した。

(4) 許認可後の県の役割 (指導監督権限等)

1) 特徴

憲法によって信教の自由を保障していること、また政教分離の原則に基づき、宗教法人に対する所轄庁の監督命令権等は宗教法人法などにおいてほとんど設けられていないところに特徴がある。

2) 法が規定する指導監督の権限

所轄庁の権限として公益事業以外の事業の停止命令(第 79 条第 1 項)、設立に係る規則の認証の取消し及び新設合併の認証の取消し(第 80 条第 1 項)、裁判所への解散命令の請求(第 81 条)、これらに関する報告の徴収又は質問(第 78 条の 2)があるものの、これらは宗教法人審議会へ諮問する必要がある、また、検査権限や改善措置命令、役員解任等の命令、法人の解散命令といった権限は所轄庁にはない。

① 指導・監督権限を機能させるために所轄庁に提出する資料

宗教法人は、その設立の時に財産目録を、毎会計年度終了後 3 月以内に財産目録及び収支計算書を作成しなければならない(第 25 条第 1 項)、毎会計年度終了後 4 月以内に、役員名簿、財産目録及び収支計算書並びに貸借対照表、境内建物に関する書類、公益事業等を行う場合にはその事業に関する書類の写しを所轄庁に提出しなければならない(第 25 条第 4 項)。

ただし、宗教法人法では、提出された書類を取り扱う場合において、所轄庁は宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意しなければならない(第 25 条第 5 項)と明記されており、所轄庁の他の法人への指導・監督権限とは大きく相違している。

② 愛媛県での監督

私学文書課では定期提出書類について記載項目のチェックは行ってい

る。また、定期提出書類の提出がない法人に対しては、督促状を送付して提出を促す対応を行っている。